

論点整理（案）

1 委託援助事業の国費負担について

日弁連による委託援助事業の一部又は全部について、これを国費負担とする場合、どのような課題が考えられるか。

(論点1) 日弁連による委託援助事業の一部又は全部について、これを国費負担とする場合、どのような課題が考えられるか。①どのような場面で弁護士による法律事務の提供が求められているか、②弁護士でなければできない被害者支援とは何か、③他の関係機関・団体において実施可能なものの取扱いについて、どのように考えるか。 _____ 3頁

(論点2) 弁護士による法律事務の提供を国費により負担することにつき、どのような考え方・基準により、その可否を考えるべきか。 _____ 4頁

(論点3) 事件発生直後や加害者が特定されていない早期の段階から国費負担により弁護士を選任して法的支援を行うこととする場合、対象となる「犯罪被害者」の認定手続について、どのように考えるか。 _____ 5頁

2 法テラスの犯罪被害者支援事業について

弁護士による被害者支援を充実させる観点から、法テラスの民事法律扶助等について、見直すべき点はないか。

(論点4) 現行の民事法律扶助の基本的な枠組を前提に、委託援助事業の一部又は全部を代理援助の対象とする場合、資力要件、立替基準(報酬基準)、償還の在り方等につき、どのように考えるか。 _____ 6頁

(論点5) DV、ストーカー、児童虐待の被害者の法律相談援助の利用を更に促進する具体的方策について、どのように考えるか。 _____ 7頁

(論点6) 法テラスの精通弁護士紹介、情報提供、関係機関との連携などについて、見直すべき点はないか。 _____ 8頁

**(論点1) ①どのような場面で弁護士による法律事務の提供が求められているか、②
弁護士でなければならない被害者支援とは何か、③他の関係機関・団体にお
いて実施可能なものの取扱いについて、どのように考えるか。**

【検討会における主な意見】

- 被害者支援には、弁護士のみならず、警察、自治体、社会福祉士、民間ボランティア団体等が様々な形で関与しており、これらの各団体等による被害者支援全体の中で、弁護士の活動をどこに位置付けるのか、弁護士でなければならない支援、他機関で可能な支援であっても弁護士が担うべき支援とは何かを検討する必要がある。
- 「メディア対応」は、必ずしも弁護士でなければならない法律事務とは言えない。民間被害者支援団体でも対応可能な部分は大きく、弁護士が担うべき支援とは言えないのではないかと。
- 「メディア対応」は、本人や家族・警察では難しく、弁護士が被害者のプライバシー権等を根拠として代理人となるのが適切ではないかと。
- 日弁連等において、「メディア対応」について特別の研修やトレーニングを実施していないことからすると、弁護士によるメディア対応については、全国一律の適切な支援を行うための体制が整備できているとは言えないのではないかと。
- 弁護士は、「メディア対応」について随時、書籍で調べたり、各弁護士会の犯罪被害者支援委員会に聞くなどして対応可能であり、支援体制の整備として不十分とは言えないのではないかと。
- 「同行支援」や「付添支援」は法律事務とは言えず、弁護士が担うべき被害者支援と言えるのか疑問である。
- 性犯罪・性暴力被害の「同行支援」に関しては、既にワンストップ支援センターが行っていること、民間ボランティアが行っている「同行支援」に十分国費が投入されていない中で、弁護士による同行支援に国費が投入されることに合理性があるのか。
- 「警察・検察庁との対応」や「加害者からの謝罪対応」について、弁護士でなければならない法律事務とは言えず、弁護士が担うべき被害者支援と言えるのかを検討する必要がある。

(説明)

論点1は、国費負担による弁護士選任制度を検討する前提として、その対象となり得る範囲をどのように考えるかを問うものであり、具体的には、①どのような場面で弁護士による法律事務の提供が求められているか、②弁護士でなければならない支援とは何か、③他の関係機関・団体でも実施可能な支援であっても、法律事務の専門家である弁護士が担うべき支援とは何か問題となる。

(論点2) 弁護士による法律事務の提供を国費により負担することにつき、どのような考え方・基準により、その当否を考えるべきか。

【検討会における主な意見】

- 弁護士を含む各団体等による被害者支援全体の中で、どこにどれだけの国費を投入すべきか、他の団体と区別して弁護士の支援に国費を投入するのであれば、その理由や根拠、弁護士の支援が「共助」ではなく「公助」に該当することの根拠についても検討していく必要があるのではないかと。特に、公共政策として弁護士による委託援助事業を制度化し国費を投入することは強い権力的な行為であることに留意し、当該支援に係る当事者間に権力的、権威的、経済的に大きな格差があり、これを放置することが民主主義社会の中で許容できず、権力的な介入が許されるといえるのかという観点から、支援内容を個別に検討する必要があるのではないかと。
- 弁護士による被害者支援を制度化し、国費を投入する場合、その効果が最終的にどこに帰着するののかとの観点が重要であり、被害者のための国費投入の効果が、結果的には加害者側に対する経済的援助となるのではないかと、それが正当化できるのかといった観点からも、検討する必要がある。
- 被疑者・被告人の国選弁護人が被害者と示談交渉して和解が成立した場合には、民事の問題にもかかわらず、加算報酬という形でその弁護士費用が国費で賄われている。その対比として、被害者が加害者側と示談交渉等をする際にも、何らかの支援が検討されてもよいのではないかと。

(説明)

論点2は、犯罪被害者の支援に関し、日弁連による委託援助事業や法テラスによる犯罪被害者支援業務（精通弁護士紹介、民事法律扶助等）のほか、捜査機関（警察・検察）、性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センター（内閣府）等の公的機関や民間団体による種々の被害者支援が広く行われており、それを超えて、特に国の負担によって、弁護士による法律事務の提供について国費を拠出することについてどのように考えるか、また、どのような考え方・基準により、国費負担の当否を考えるかを問うものである。

(論点3) 事件発生直後や加害者が特定されていない早期の段階から国費負担により弁護士を選任して法的支援を行うこととする場合、対象となる「犯罪被害者」の認定手続について、どのように考えるか。

【検討会における主な意見】

- 被害届の提出等を支援内容に入れる場合、加害者が逮捕されていない時点で「犯罪被害者」を認定する必要が生じ、誰が、どのような方法で「犯罪被害者」を認定するかを検討する必要がある。

(説明)

論点3は、捜査段階のうち、特に犯罪被害が発生した直後などの早期の段階において、国費により弁護士による法的支援を提供することとする場合の課題について問うものである。

国費により支援を行うこととする場合には、捜査機関により加害者が特定・検挙等されていない段階や、いわゆる事件性に疑義があったり、証拠が乏しい事案等において、「犯罪被害者」を誰が、どのような手続で認定するか、事後に被害者ではないことが判明した場合の取扱いなどが問題となり得る。

(論点4) 現行の民事法律扶助の基本的な枠組を前提に、委託援助事業の一部又は全部を代理援助の対象とする場合、資力要件、立替基準(報酬基準)、償還の在り方等につき、どのように考えるか。

【検討会における主な意見】

- 令和元年の民事執行法の改正において、被害者の加害者に対する損害賠償請求権(生命・身体に対する不法行為に基づくもの)について、加害者の給与債権(勤務先)に関する情報取得手続が特別に認められるなど、民事法制の中でも犯罪被害者は特に保護すべき類型として取り扱われている。例えば、資力が乏しい被害者が民事法律扶助で弁護士を必要とする場合には、その利用要件(資力要件)や費用の償還等に関して特則を設けることが検討されても良いのではないか。
- 代理援助の枠組を前提として委託援助事業を取り込む場合、利用者(被害者)が弁護士費用を償還(返還)する義務を負担することとなるため、償還を求められない委託援助事業と比べると、被害者の負担が増すこととなる。
- 被疑者・被告人の国選弁護士と同様の報酬体系を策定する場合には、弁護人の労力や成果を反映させた客観的で詳細な報酬基準が必要となる。そのような報酬基準の策定に伴い、項目や報酬額が限定されることとなった場合、弁護士の理解を得られるかが問題となる。

(説明)

論点4は、民事法律扶助の基本的な枠組を前提として、日弁連による委託援助事業をこれに取り込むこととする場合、資力要件、立替基準(報酬基準)、償還の在り方等につき、どのような課題があるかを問うものである。

(論点5) DV, ストーカー, 児童虐待の被害者の法律相談援助の利用を更に促進する具体的方策について, どのように考えるか。

【検討会における主な意見】

- 資力の乏しい被害者への「民事面」における支援に関しては, 民事法律扶助による無料法律相談, 代理援助(弁護士費用等の立替)があるが, 「刑事面」における支援として, 例えば, DV, ストーカー, 児童虐待以外の一定の重大犯罪の被害者に, 刑事に関する無料法律相談を認めることを検討してはどうか。

(説明)

法テラスは, 総合法律支援法の改正により, 平成30年1月から, DV, ストーカー, 児童虐待の被害者に対する刑事面に関する法律相談援助も実施している。**論点5**は, 新たに導入されたDV等被害者に対する法律相談援助の利用を更に促進する方策について問うものである。

(論点6) 法テラスの精通弁護士紹介、情報提供、関係機関との連携などについて、見直すべき点はないか。

【検討会における主な意見】

- 国費負担を前提とする場合、精通弁護士として登録される弁護士の質の確保のための研修の実施状況、経験、苦情の内容やそれへの対応状況などについて、詳細に開示されることが必要となるのではないか。
- 性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターを法テラスの指定相談場所に指定し、ワンストップ支援センターを相談場所として、弁護士による無料の法律相談を実施することは考えられないか。

(説明)

論点6は、法テラスが行っている精通弁護士紹介等の被害者支援業務に関し、弁護士による被害者支援を充実させる観点から、今後、どのような取組や工夫が考えられるかを問うものである。

法テラス、日弁連、警察庁、ワンストップ支援センターによる 犯罪被害者支援の各種取組について

1 法テラスの犯罪被害者支援事業

(1) これまでの取組及び支援事業の拡大状況等

法テラスは、平成16年12月に成立した犯罪被害者等基本法の要請を受け、被害者に対する法的支援の分野で総合的な役割を果たすことを目指し、平成18年10月の業務開始当初から、犯罪被害者支援業務の体制を整備してきた。

具体的には、被害者支援に関する法制度や関係機関の情報提供、被害者支援の経験や理解のある弁護士（精通弁護士）紹介のほか、被害者の民事に関する問題の民事法律扶助（法律相談、代理援助、書類作成援助）を業務開始当初から実施し、平成20年12月からは刑事裁判に参加する被害者等に弁護士を選定する「被害者参加人のための国選弁護制度」に関する業務、平成25年12月からは被害者参加人への旅費等支給業務、平成26年4月からは民事法律扶助制度におけるカウンセラー等同席費用の立替え、平成30年1月からはDV、ストーカー、児童虐待の被害者に弁護士による法律相談（刑事に関するものを含む）を行っている。

(2) 各支援業務の内容及び取組

ア 情報提供業務、関係機関との連携、職員の研修

誰でも費用負担なしに利用できる犯罪被害者支援ダイヤル（電話、メール）のほか、全国の各地方事務所の窓口において、被害者が刑事手続に適切に関与し、損害や苦痛の回復・軽減を図るための法制度情報の紹介、被害者支援を行う関係機関・団体の窓口の案内等を行う。

被害者支援を行う関係機関との連携強化として、法テラスの各地方事務所において、被害者支援をテーマにした連絡協議会を開催したり、各都道府県警察が主催する被害者支援連絡協議会など、関係機関が開催する意見交換会、事例検討会等に参加し、関係機関との連携を進め、法テラスからの関係機関紹介及び関係機関からの法テラス紹介につなげている。

令和元年度における情報提供の実績は、犯罪被害者支援ダイヤルによる情報提供が約1万5000件、地方事務所による情報提供が約1万1000件で合計約2万6000件となっている。

被害者支援においては、被害者の心情への配慮、二次的被害の防止が重要であり、支援業務に対応する人材の確保や養成、スキルレベルの向上のため、職員研修における講義、電話対応のロールプレイ研修などを実施している。

イ 精通弁護士（被害者支援の経験や理解のある弁護士）の紹介業務

情報提供のみでは足りず、弁護士による支援につなげる必要がある場合、各地の弁護士会から推薦を受けた、被害者支援の経験や理解のある精通弁護士を無料で紹介している。

精通弁護士として登録されるための要件については、各弁護士会において個別に

設定され、被害者に関する法律事務や支援活動の経験、日弁連や弁護士会、被害者支援団体の実施する研修を複数受講していることが要件とされている。

令和元年度の弁護士紹介実績件数は1335件、精通弁護士の登録数は令和元年度は3781名（女性弁護士は全ての都道府県で最低3名以上を確保し、全国合計で896名）である。

ウ DV等被害者法律相談援助業務

DV、ストーカー、児童虐待の被害者の置かれている状況の緊急性に鑑み、速やかに弁護士にアクセスして必要な対応を相談できるようにしており、民事関係に限らず、刑事関係も含めての法律相談を実施している。被害者の資力を問わず相談することができ、300万円を超える現預金資産を保有している場合以外は、無料で法律相談を利用できる。

令和元年度の相談件数は、DV705件、ストーカー108件、児童虐待19件、合計832件となっている。

エ 被害者参加人のための国選被害者参加弁護士の関連業務

被害者参加制度に基づき、刑事裁判に被害者参加人として関与することとなった被害者が経済的に余裕がない場合、裁判所が国選被害者参加弁護士を選定し、国がその費用を負担する国選被害者参加弁護士に関し、法テラスは、被害者参加人からの選定請求を受け、裁判所に対し国選弁護人の候補者の指名通知を行うとともに、事件終了後の報酬算定及び支払業務を担っている。

国選被害者参加弁護士を利用するための資力要件は、被害を原因として必要となる治療費などの額を控除して、現預金資産200万円未満となっている。

令和元年度の実績件数は595件である。

オ 被害者参加旅費等支給業務

法テラスでは、被害者参加人が公判期日又は公判準備に出席した場合の旅費、日当、宿泊料を支給する業務を行っており、資力等を問わずに全ての被害者参加人を対象にしている。

令和元年度は、2818件、約1900万円の旅費等を支給している。

カ 民事法律扶助業務

民事法律扶助は、経済的に余裕のない方が法的トラブルに遭ったときに、無料の法律相談を提供し（法律相談援助）、さらに、弁護士、司法書士への依頼が必要な場合には、その費用を立て替える（代理援助、書類作成援助）制度である。民事法律扶助は、刑事関係は対象外となっているため、被害者支援の関係では、被害者が加害者側に対して行う損害賠償請求関係（示談交渉を含む。）、DV事案での保護命令申立などで利用されることとなる。なお、代理援助の立替費用の対象として、代理人との打合せへのカウンセラー同席等に係る費用も立替えの対象となっている。

民事法律扶助を利用するためには、資力要件が設けられている（例えば、単身世帯者であれば、収入月額18万2000円以下、かつ資産180万円以下）。

代理援助及び書類作成援助は、弁護士費用等を法テラスが立て替えた上、利用者は、それを毎月分割で法テラスに償還する立替償還制であり、生活保護受給者や

それに準じる経済状況にある場合は、申請により、償還義務を免除される場合がある。

2 日弁連による犯罪被害者法律援助事業（委託援助事業）

法テラスは、本来業務の遂行に支障のない範囲で、国や公益法人等から委託を受けて、被害者等の援助その他に関し、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる等の業務を行うことができる。法テラスは、平成19年10月から、日弁連からの委託による「日本弁護士連合会委託援助業務」を開始し、このうち、被害者の援助に関するものとして、生命、身体、自由又は性的自由に対する犯罪及びDV、ストーカー行為による被害を受けた者又はその親族若しくは遺族のうち、資力要件を満たす者を対象に、弁護士による援助の必要性と相当性を要件として、弁護士報酬や費用等を援助する事業を行っている。

援助の対象となるのは、①被害届の提出、②告訴・告発、③事情聴取同行、④法廷傍聴付添又は少年審判傍聴付添、⑤証人尋問の援助等、⑥少年審判状況説明聴取、⑦修復的司法の一環としての加害者側との対話、⑧刑事手続における和解交渉（示談申込みへの対応等）、⑨犯罪被害者等給付金申請、⑩報道機関への積極的な対応・折衝、⑪検察審査会への申立て、⑫その他DV、ストーカー事件でのシェルターへの保護等犯罪被害者支援のために必要な活動、これらに関わる法律相談であり、委託要綱で定められた報酬、費用相当額が援助業務の活動内容に応じて支払われる。この委託援助事業は、日弁連会員の特別会費で賄われており、令和元年度の実績は、申込件数1645件、支出額約1億8200万円である。

3 ワンストップ支援センターによる犯罪被害者支援

ワンストップ支援センターとは、性犯罪・性暴力の被害者に、被害直後から総合的な支援（産婦人科医療、相談・カウンセリング等の心理的支援、捜査関連の支援、法的支援等）を可能な限り1か所で提供することにより、被害者の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進・被害の潜在化防止を目的とするものであり、第4次男女共同参画基本計画及び第3次犯罪被害者等基本計画に基づき、既に全国47都道府県において設置されている。

ワンストップ支援センターにおける支援の流れについては、別添1のとおりであり、性犯罪・性暴力被害者に対し、電話や面接での相談対応、病院や警察等への同行支援、カウンセリング、民事刑事対応のための弁護士の紹介等の支援を行っている。

4 警察庁による犯罪被害者支援

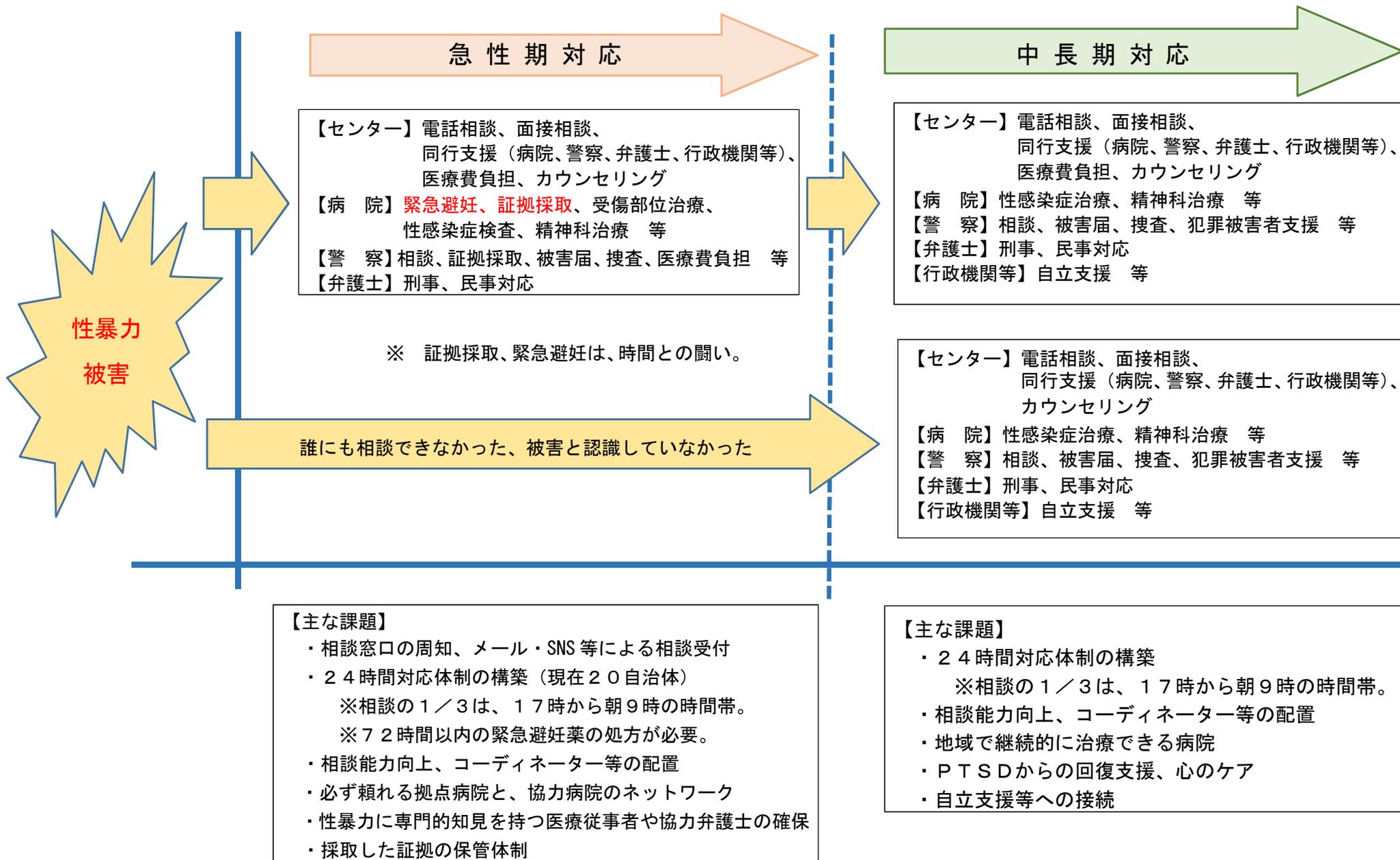
警察においては、被害の届け出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止などを通じ、犯罪被害者と最も密接に関わり、犯罪被害者を保護する役割を担う機関であることから、犯罪被害者の視点に立った各種施策の推進に努めている。

主な支援内容として、①捜査等の過程における情報提供（「被害者の手引き」の作成・配布、被害者連絡制度、指定被害者支援要員制度による病院への付き添い、刑事手続き等の説明、民間支援団体等の紹介）、②精神的被害の回復への支援（カウンセ

リングの専門的技術等を有する職員の配置，カウンセリング費用の公費負担等)，③経済的負担の軽減に資する支援（犯罪被害給付制度，身体犯被害者の初診料・一時避難場所の確保等の公費負担），④安全の確保，性犯罪被害者への支援等，⑤関係機関・団体などとの連携（犯罪被害者等早期援助団体との連携，被害者支援連絡協議会による関係機関・団体とのネットワーク構築）があげられる。

また，警察庁においては，犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため政府が定める犯罪被害者等基本計画に関し，平成28年4月以降，基本計画策定・推進専門委員等会議の庶務を行っている。犯罪被害者等基本計画の経緯や検討体制については，別添2のとおりであり，政府は，平成17年に施行された犯罪被害者等基本法に基づき，犯罪被害者等基本計画の策定しており，既に第3次基本計画が閣議決定され，第4次基本計画策定に向けて検討を続けている。

ワンストップ支援センターにおける支援の流れ(概略)



犯罪被害者等基本計画の経緯・検討体制

基本計画の経緯

犯罪被害者等基本法（平成17年4月施行）

第8条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

第1次犯罪被害者等基本計画（平成17年12月閣議決定）

- 4つの基本方針、5つの重点課題を掲げ、実施すべき施策を整理
- 平成17年12月～平成22年度末までの5か年



第2次犯罪被害者等基本計画（平成23年3月閣議決定）

- 4つの基本方針、5つの重点課題を掲げ、実施すべき施策を整理
- 平成22年4月～平成27年度末までの5か年



第3次犯罪被害者等基本計画（平成28年4月閣議決定）

- 4つの基本方針、5つの重点課題を掲げ、実施すべき施策を整理
- 平成28年4月～令和2年度末までの5か年



現在、基本計画策定・推進専門委員会において、次期犯罪被害者等基本計画案を策定中（計画期間・令和3年4月～7年度末までの5か年を予定）

基本計画の検討体制

犯罪被害者等施策推進会議（基本法第24条）

- 【会長】○ 内閣総理大臣
- 【委員】○ 国家公安委員会委員長
○ 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
・ 総務大臣
・ 法務大臣
・ 文部科学大臣
・ 厚生労働大臣
・ 国土交通大臣
- 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

※ 会議は、会長及び委員10人以内をもって組織する。



基本計画策定・推進専門委員会等会議

【任務】犯罪被害者等基本計画の見直しに当たり新たな計画に盛り込むべき事項の検討並びに犯罪被害者等のための施策の実施状況の検証、評価及び監視の補佐を行う

- 【専門委員】○ 関係行政機関の職員
・ 警察庁長官官房審議官
・ 内閣府大臣官房審議官
・ 総務省大臣官房総括審議官
・ 法務省大臣官房政策立案総括審議官
・ 文部科学省大臣官房総括審議官
・ 厚生労働省政策統括官
・ 国土交通省総合政策局次長
- 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

経 済 的 支 援 に関する検討会

最終取りまとめ

平成 1 9 年 9 月

6 併せて検討することとされているものについて

(1) 損害賠償債務の国による立替払及び求償等の是非

そもそも加害者に資力がなく、犯罪被害者等が、事実上損害賠償を受けられず、何らの救済も受けられないでいる実情に鑑み、社会の連帯共助の精神から、国が給付金を支給する制度が創設されたものであり、実質的な面から見ても、従来の求償実績に照らし、求償権行使については実効性の担保が期待できず、給付制度と異ならないから、結局、本項の問題については1～5までで行った給付制度の検討に帰着するものと考えられる。

(2) 公費による弁護士選任、国による損害賠償費用の補償等の是非

① 公費による弁護士選任（被害直後から）、損害賠償費用の補償

民事の面については、裁判における弁護士費用、損害賠償費用とも、それが相当なものである限りは基本的に敗訴者（加害者）側が負担すべきであり、これを国が補填することは適当でないが、弁護士選任のための費用に関しては、資力の乏しい犯罪被害者が利用できる現行の制度として、日本司法支援センターが実施主体である綜合法律支援法に基づく「民事法律扶助」及び日本弁護士連合会が実施主体となった上、同法に基づき、日本司法支援センターに委託された「犯罪被害者等法律援助事業」がある。

このうち、「民事法律扶助」は、加害者に対して損害賠償請求の法的手続（調停、訴訟）をとる際に、弁護士費用及び印紙代等について立替えを受けることができるものである。

「犯罪被害者等法律援助事業」は、被害直後からの犯罪被害者相談、マスコミ対応、刑事告訴、法廷付添い、訴訟記録の閲覧謄写、意見陳述の助言等の各種支援について、弁護士費用の援助を受けることができるものである。

これら日本司法支援センターや日本弁護士連合会による各事業が果たす役割の重要性に鑑み、これらの事業について十分な周知を図るなど適切に運用され、犯罪被害者等の支援のためにさらに充実が図られるよう努めるべきである。

また、警察・検察において、犯罪被害者等の質問・相談に適切に応ずることができるよう、より一層配意すべきである。裁判所においても、同様に、より一層の配慮が望まれる。

さらに、相談・紹介に関しては、「支援のための連携に関する検討会」において、日本司法支援センターや民間被害者支援団体等の連携強化のための施策の提言が検討されており、その提言に基づく取組を着実に実施すべきである。

② 新たな制度導入に伴う公費による弁護士選任

「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制度」、「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」を導入する法律が成立し、同法の附則において、「政府は、被害者参加人の委託を受けた弁護士の役割の重要性にかんがみ、資力の乏しい被害者参加人も弁護士の法的援助を受けられるようにするため、必要な施策を講ずるよう努めるものとする」とされたことから、「犯罪被害者等が刑事裁判に参加する制

度」に伴う公費による弁護士選任について、できるだけ早期の制度導入に向けて検討を行うべきである。

なお、上記制度の運用の際、「民事法律扶助」ないし「犯罪被害者等法律援助事業」との適切な連携が図られるよう配慮すべきである。

「損害賠償請求に関し刑事手続の成果を利用する制度」に伴う公費による弁護士選任については、基本的に民事に係る問題であり、法律扶助の枠組みの中で対応すべきである。

(3) 被害直後及び中期的な居住場所の確保

被害直後の居住場所の確保については、既存の取組のほか、警察庁において平成 19 年度予算において、被害直後の一時避難場所の借り上げに係る予算措置がなされたところであり、まずはこれらの取組を着実に推進すべきである。

中期的な居住場所の確保については、基本計画における国土交通省の取組を着実に実施するほか、まずは犯罪被害者等に身近な公的機関である地方公共団体において居住場所の確保や被害直後からの生活支援策に対する取組がなされるよう、国において、啓発・情報提供等の取組を行うべきである。

第3 おわりに

犯罪被害者等に対する給付は、これまでも、昭和 55 年の制度創設以来、逐次、その充実が図られてきたところであるが、本提言の実施により、さらに抜本的な犯罪被害者等に対する給付の拡充等が行われることとなる。

犯罪被害者等施策推進会議において、本提言に係る施策の実施を推進し、その実施の状況を検証、評価、監視することにより、本提言が着実に実施され、犯罪被害者等に対しできるだけ手厚い経済的支援が行われることが望まれる。